

### 1. 特別支援教育体制 10 年間の検証

#### (2) 関係機関や他部局との連携体制について

- ① 就学前児童の実態把握と支援体制について
- ② 中学校卒業後の進路指導と就労支援について
- ③ 福祉分野との連携と生活支援体制について

#### 【答弁】

①、②、③につきましては、関連いたしますので、一括してお答えいたします。

平成7年から開設しておりますチューリップ教室では、親子のふれあいを大切にしながら、保育士、臨床心理士が中心となって、きめ細かな指導と相談に応じています。また、教室での観察の中から療育の必要性などを判断し、適切な進路指導や情報提供などを行っています。利用希望者が年々増加しており、ここ数年、年度末には待機が出ていることから、今年度よりクラス編成を工夫することで、全体の定員を65人から75人に拡大したところです。

各保育園につきましては、以前は、市が委嘱した臨床心理士が巡回相談を行っていましたが、平成26年度より臨床心理士2名を非常勤職員としてこども未来室に配置し、年4回から年8回の巡回相談を行っています。また、室内に配置したことで、入所前から継続的な支援が可能となっております。

本市立幼稚園につきましては、各園における入園前相談に加え、毎月1回臨床心理士による教育相談を実施しております。また、幼小連携の一環として、巡回相談を担当する小学校教員による巡回相談を行うケースも増加しております。

次に、中学校卒業後の進路につきましては、各中学校において進路指導主事が中心となり、複数の教職員で指導にあたっております。とりわけ、支援を必要とする生徒につきましては、支援教育コーディネーターや支援学級担任が本人や保護者のニーズを的確に把握し、本人の特性や将来への希望を十分にふまえた進路情報の提供に努めております。

また、支援を必要とする子どもが抱える課題の背景には、障がいに係る要因の他、社会的な孤立、経済的な問題に起因する虐待等が含まれていることもあります。このような場合には、議員ご指摘のように、福祉、医療等の社会福祉的資源の活用や関係諸機関との連携により、生活を支援する体制が必要となります。これらの課題への対応については、スクールソーシャルワーカーを活用し、解決にあたっております。虐待が疑われる場合にはこども未来室や子ども家庭センターと、地域の方の協力が必要な場合にはコミュニティソーシャルワーカーとの連携を行っています。

さらに本市では、こども未来室、障がい福祉課、保健センター、教育指導室が連携し、個別の支援ファイルである「つながるファイル」を作成し、平成26年度から本格的に運用しております。このファイルには、保護者同意のもと、子どもの成長の様子や受けた支援・教育・サービスの内容が記録され、継続的に一貫した支援ができることをめざしています。子どもが生まれてから成人するまで、保護者と支援関係者が情報を共有し、状況を共通理解することで、継続した効果的な支援が提供できるものと考えております。

本市教育委員会といたしましては、今後も、関係各課との連携を行い、支援を必要とする子どもたちのライフステージに応じた支援をすすめてまいります。